

1 米麦加工食品生産動態等統計調査の概要

1 調査の目的

米麦加工食品製造業における毎月の生産動態及び年間の工場実態を把握し、食糧行政に必要な基礎資料を整備する。

2 調査対象の範囲

みそ、しょうゆ、パン、めん類、米菓、米穀粉、ビスケット類、パン粉、加工米飯、包装もち、プレミックス、マカロニ類及び小麦でん粉を製造する工場。

3 調査客体

2のすべての工場を対象とする。

ただし、みそ、しょうゆ、パン、めん類及び米菓を製造する工場にあっては、4月分の月別生産量等についてはすべての工場、5月から翌年3月分の月別生産量については4月分の月別生産量の結果から有意に抽出した工場を対象とする。

4 調査項目

(1) 月別生産量

(2) 12月末現在の資本金又は出資金、従業員数、年間（1月から12月）の売上額、原料使用実績等

5 調査方法

郵送又はオンラインにより調査票を配布・回収する自計申告調査。

なお、調査票の配布・回収は、①みそ、パン、めん類、米菓及び米穀粉を製造する工場にあっては地方農政局及び農政事務所の地域課、②ビスケット類及び加工米飯を製造する工場にあっては地方農政局及び農政事務所、③しょうゆ、パン粉、包装もち、プレミックス、マカロニ類及び小麦でん粉を製造する工場にあっては農林水産省総合食料局から委託された団体が行う。

6 調査時期

(1) 4の(1)の月別生産量については、四半期（4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分）毎に、調査対象四半期末月の翌月15日までに調査票を回収する。

ただし、みそ、しょうゆ、パン、めん類及び米菓を製造する工場にあっては、4月分の生産量について5月15日までに調査票を回収する。

(2) 4の(2)の12月末現在の資本金又は出資金、従業員数等及び4の(3)の年間の売上額、原料使用量等については、年1回調査票を回収する。

7 調査結果の公表

調査対象四半期末月の翌々月に月別生産量の結果を、翌年の3月に年報として調査事項の結果を公表する。

8 調査結果の利活用

(1) 米麦の需給状況の把握等

(2) 企業対策の推進

(3) 貿易・関税制度の企画

(4) その他

① 鉱工業生産指数（経済産業省）作成の基礎資料

② 食料需給表（農林水産省大臣官房発行）作成の基礎資料等

○米麦加工食品の種類

